

社会福祉法人北海道助産婦福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人北海道助産婦福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席した時は、次により報酬を支払うことができる。尚、当日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	10,000 円

2 評議員が評議員会に出席した時は、次により報酬を支払うことができる。尚、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000 円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、報酬を支払うことができる。

附則

この規程は、平成29年6月23日より適用する。